（号外特第38号）　官　報　令和2年3月31日　火曜日

法　律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち一　大使館の表欧州の項中「在カザフスタン日本国大使館」を「在カザフスタン日本国大使館」に、「カザフスタン」を「アスタナ」に、「北マケドニア」を「スコピエ」に改め、「在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使館」を「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」に改め、「スコピエ」を「在北マケドニア日本国大使館」に改める。

別表第一のうち二　総領事館の表アジアの項中「在カラチ日本国総領事館」を「在カラチ日本国総領事館」に、「パキスタン」を「カラチ」に、「フィリピン」を「セブ」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二　在勤基本手当の基準額（第十条関係）

一　大使館

地域	所在国	号			別								
		大使	公使	特号	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
アジア	インド	720,000	660,000	625,900	605,200	574,300	522,700	471,100	419,500	378,300	357,600	337,000	316,400
	インドネシア	620,000	530,000	494,900	476,200	448,300	401,700	355,100	308,500	271,300	252,600	234,000	215,400
	カンボジア	640,000	620,000	578,400	557,200	525,500	472,700	419,900	367,000	324,800	303,600	282,500	261,400
	シンガポール	720,000	650,000	606,300	582,000	545,600	485,000	424,400	363,800	315,300	291,000	266,800	242,500
	スリランカ	560,000	540,000	511,700	493,800	467,000	422,400	377,800	333,200	297,500	279,600	261,800	243,900
	タイ	720,000	610,000	569,400	546,600	512,400	455,500	398,600	341,600	296,100	273,300	250,500	227,800
	大韓民国	750,000	630,000	588,900	565,300	530,000	471,100	412,200	353,300	306,200	282,700	259,100	235,600
	中華人民共和国	890,000	710,000	665,300	639,400	600,700	536,200	471,700	407,200	355,500	329,700	303,900	278,100
	ネパール	680,000	660,000	631,000	612,200	583,900	536,800	489,700	442,600	404,900	386,100	367,200	348,400
	パキスタン	730,000	670,000	643,900	626,500	600,400	556,900	513,400	469,900	435,100	417,700	400,300	382,900
	バングラデシュ	750,000	730,000	694,600	673,600	642,200	589,700	537,200	484,800	442,800	421,800	400,800	379,900
	東ティモール	750,000	730,000	688,000	666,500	634,200	580,400	526,600	472,800	429,800	408,200	386,700	365,200
	フィリピン	630,000	540,000	502,100	483,000	454,500	406,900	359,300	311,800	273,700	254,700	235,600	216,600